

(1) 行政及び地域団体より

*横浜市市民活動保険について (横浜市市民局)

市民活動保険とは、ボランティア活動中のケガや他人の物を壊した場合に適用される補償制度です。その特徴は、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約しており、事前の登録・加入手続きは不要で、保険料も不要です。事故発生後の報告になりますが、以下の4つの要件を全て満たすボランティア活動が対象になります。

- 1、自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織(自治会町内会)が行っている活動
- 2、無報酬の活動(交通費などの実費支給は除く)
- 3、継続的、計画的に行っている活動
- 4、公益性のある(他人や社会に貢献する)活動

【補償内容:概要】

◎賠償責任保険

- *活動者の過失により賠償責任(法律上)を負った場合(被害者から損害賠償を求められる)
- ・身体賠償:上限、1名1億円、1事故5億円
- ・財物等賠償:上限、1事故500万円

◎傷害保険

- *活動中に急激かつ偶発的な外来事故により活動者が死亡または負傷した場合
- ・死亡:1名500万円・後遺障害:上限500万円
- ※他、入院、通院、手術等の補償あり。

※横浜市市民活動保険の詳しいパンフレットは岡津第三町内会のHPに掲載致します。

(2) 岡津第三町内会より

*集いのまほろば水辺愛護会、「河川功労者表彰」の受賞が決まる

集いのまほろば水辺愛護会が令和5年度河川功労者表彰を受ける事が決まりました。河川功労者表彰とは、河川愛護活動等に功績のあった団体または個人について、各都道府県等からの推薦に基づき、公益社団法人日本河川協会が毎年実施している表彰で、その歴史は古く、昭和24年から行われており、これまでに、累計で4,142の個人/団体が表彰されています。

ちなみに、昨年度は全国で105の個人・団体が受賞、神奈川県からは1団体のみでした。つまり、簡単に言えば、集いのまほろば水辺愛護会=岡津第三町内会が全国レベルでの表彰の対象になった、と云えます。

愛護会の皆様、おめでとうございます。

(表彰式について)

- 日時:6月5日(月)15時50分
- 会場:砂防会館

東京都千代田区平河町2-7-3



集いのまほろば水辺愛護会の皆さん

*令和5年度定期総会は書面表決で行われます。

令和5年度定期総会は、4月16日(日)午後の開催を予定しておりますが、総会への出席要請人員(新旧班長、役員)が合計で107名になる事から、一般の傾向は対コロナについて規制緩和の方向にありますが、開催時間や会場(町内会館)の点から慎重であるべきとの意見も多く、最終的に集合による開催は中止し、書面による表決へと変更しました。

表決の結果につきましては4月下旬に回覧致します。また、令和4年度の活動総括と令和5年度活動計画及び収支予算計画の概要については、5月中に会員の皆様に広報致します。

以上